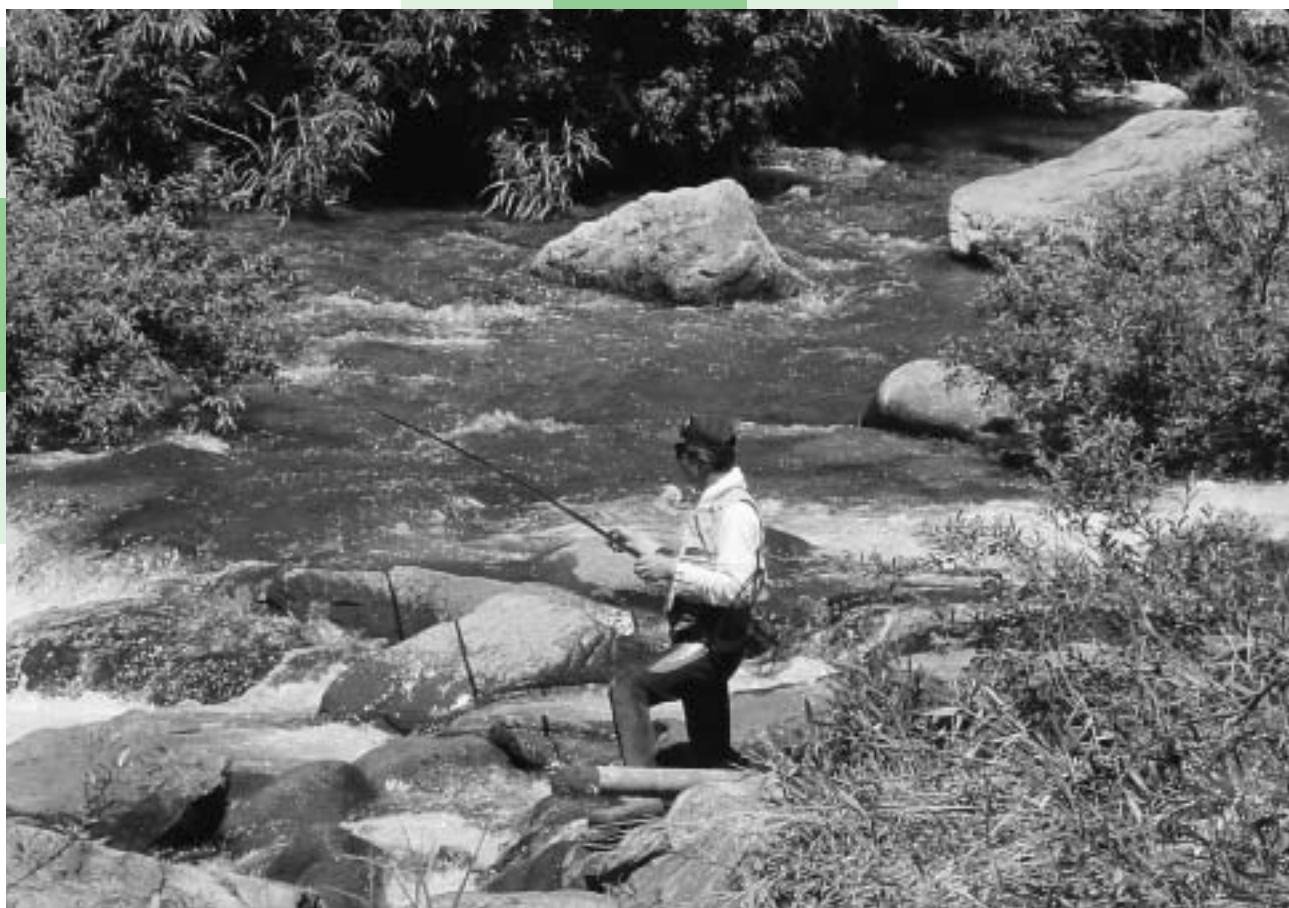


合併協議会 だより 第5号



Okawachi

Kanzaki



6月6日越知川でアユの友釣りが解禁されました！

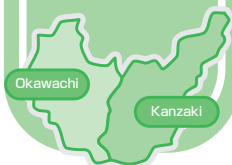
目 次

- 第5回合併協議会の結果報告 2
- わたしたちのまちのシンボル 4
- 合併協定項目の協議状況 5
- 新町建設計画小委員会の結果報告 6
- 合併協議会からのお知らせ 8





第五回合併協議会が 開催されました。



六月十三日、大河内町保健福祉センターにおいて、第五回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、報告事項三件、協議事項四件について協議が行われました。

開会にあたり、足立理秋会長（神崎町長）より、次のとおりあいさつがありました。

第五回合併協議会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

市町村の合併に関する合併三法が成立し、去る五月二十六日に公布されました。その一本は、合併新法「市町村の合併の特例等に関する法律」、二本目は、改正合併特例法「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」、そして三本目は、改正地方自治法「地方自治法の一部を改正する法律」であります。

特に合併新法では、合併特例区制度等の創設ができること。合併に関する障害を除去するための特例措置がなされたこと。合併推進のための方策がとられたこと。そして附則で平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成十八年三月三十一日までに行われる

市町村の合併については、財政等優遇措置のある現行法が適用されることになっていきます。当合併協議会が進めている合併は、新法附則但し書きに該当するものであって、平成十七年三月三十一日までにすべての作業を終え知事に合併の申請を行わなくてはならないことになっていきます。

ところで合併の議論も深まってまいりましたので、私の思いも少し述べておきたと存じます。過日の新町建設計画小委員会に提出された資料を見ますと、平成十二年度における生産年齢人口比率は、県平均六十八％に対し、神崎町五十九・六％大河内町五十八・九％と低く、また年少人口は神崎町十六・八％大河内町十四・八％となっており大河内町で低くなっています。農業産出額は、神崎町の五億五千万円に対し、大河内町は二億三千万円、鉱工業製品出荷額は、神崎町八十五億二千四百万円、大河内町十九億二千二百万円、商業年間販売額は、神崎町七十一億四千七百万円、大河内町二十二億二千二百万円となっており、生産基盤の弱さが伺われます。観光客についてみると、神崎町は平成十二年度二十五万人、平成十三年度六十七万

人、平成十四年度四十四万人、大河内町では平成十二年度十四万人、平成十三年度十五万人、平成十四年度十四万人となっており、播但線の利用については、平成九年度、長谷駅百二人（一日あたり）寺前駅七百五十七人、新野駅四百六十人、平成十四年度、長谷駅六十人、寺前駅七百七人、新野駅四百八十六人となっており、峰山レクセンの廃業が大きく影響しているように思います。また児童生徒の状況では、両町とも少子化が加速し減少しています。大河内町は神崎町の半分の児童生徒数となっています。こういった少子高齢化また生産基盤が低い状況は、神崎町にもあてはまりますが、それ以上に大河内町にとってより深刻な問題ではないでしょうか。

一方財政力については、三ヶ年平均財政力指数が大河内町の〇・八四九に対し神崎町は〇・三〇一と大きな差がございます。ただ今後は大河内町の財政を支えている、関西電力の揚水発電施設の運営管理方針を慎重に見極め対応することが大切であります。そもそも建設の目的は、電力消費のピーク時の電力供給に対応することでありましたから、電力自由化によって、企業発電など代替発

電が出ている状況で今後設備投資をするのかどうか注目しなければなりません。今後設備投資がされなければ、課税客体である固定資産価額が定率で減少することになり町の財政に大きく影響することが考えられます。

こういった状況の中、合併によって新町が発展を期すためには、財政優遇措置を活用した課題解決のための諸施策を大胆に実施することが重要と考えます。たとえば、生産基盤の強化を図るための活性化施策、播但線の利用増加を図るための諸施策、イベント等の実施、少子対策のための施策、特に大河内町においては新住宅施策が実施されているわけでありますから、児童館などの施設が必要であると考えます。もとより財政の健全化を図りながらの施策でなくてはならないことは当然でありましょう。

神崎町は、病院を福祉の中心施設として位置づけ、その健全経営に努力してきました。そして病院の施設、人的機能を活用して保健・医療・福祉のサービスを実施し、神崎町内はもとより神崎郡内、生野町に及ぶ圏域に役割を果たしているところであります。特に小児療育、訪問看護、

P T（理学療法士）・O T（作業療法士）などの派遣等々のサービスは県当局の高い評価を受けています。平成十四年度に病院を利用された方は、大河内町が入院八千六百六十二人、外来二万五千五百三十八人、訪問看護では千六十三回となっており

神崎町は入院一万三千三百四十五人、外来六万四千二百十三人、訪問看護千四百三十九回となっており、外来を除けば、ほぼ同率の利用率となっており、神崎町、大河内町の医療の中心となっています。いま病院は、開業医さんとの連絡を密にする病診連携を重点課題としており、住民の皆様が安心して利用していただける施設であると確信しています。少子高齢が特に進展している両町にとつて、病院と連携した子どもたちの健全な育成、在宅ケアなどのサービスをより充実していかなければならないと考えます。合併によるメリットを最大限生かさなくてはなりません。

合併には、夢がなくてはなりません。わたくしは、長谷から神崎町猪篠に通じるトンネルに夢を託したいと思います。これが実現しますと、砥峰、峰山などの利活用が一気に高まります。実現は困難であると思

ますが不可能ではありません。何とか夢の実現を目指して努力する必要があります。幸い今日は、岡本県民局局長様もご出席いただいていますのでご尽力賜りますようお願い申し上げます。

本日は、私の勝手なことを申し上げたかも知れませんが、合併は避けて通ることができないと考えますし、県下においても八十パーセントに及ぶ市町が合併推進に向かつて議論がされています。どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶いたします。

報告事項

【報告第二十一号】

平成十五年度合併協議会事業報告・決算報告について

平成十六年二月四日に神崎町・大河内町合併協議会を設置し、協議会を三回、新町建設計画小委員会を一回開催したことや、協議会、だよりの発行、ホームページを開設した旨の事業報告がされました。次に、平成十五年度合併協議会の決算が説明され、歳入では両町の負担金など、合計四百七十二万八千三百円、歳出では会議費百三十九万七千三百十五円、

事務局費百四十万六十円、調査啓発費四十九万九千八百円など、合計三百二十九万七千七百七十五円が報告され承認されました。

【報告第二十二号】

第二回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について

五月十八日に開催された小委員会では、新町名称募集要領の検討項目である募集の範囲、選定基準、募集の周知方法、応募の方法・条件等について協議が行われ、引き続きその他検討項目も含め、小委員会でも審議していく旨、立石委員長から報告されました。

【報告第二十三号】

第三・四回新町建設計画小委員会の開催報告について

五月十四日に開催された第三回小委員会では、三分科会に別れ新町のまちづくりの課題について、ワークショップ形式により協議された旨の報告。また、五月三十日に開催された第四回小委員会では、ワークシoppで出された意見を分科会ごとに発表し、さらに意見交換もされた旨、井上委員長から報告されました。（六ページに掲載）

協議事項

【協議第十二号】

慣行の取扱いについて（その一）

新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各町の町民憲章、町の宣言、町の花・木・音頭・町章、キャッチフレーズは失効します。町民憲章、宣言については、新町の基本姿勢となるもの、また町の花・木・音頭については、新町のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが望ましいため、次のとおり提案され、承認されました。

●町民憲章、宣言の新町の基本姿勢については、合併後に検討機関を設け調整する。

●町の花、町の木等の象徴的事項については、合併後に検討機関を設け調整する。

●町章については、新町名が決定し、新町建設計画の策定により新町の骨格が固まってからとする。

●音頭については、旧町において愛着の深いものであることから、合併後に検討機関を設け調整する。

●キャッチフレーズについては、新町の総合（振興）計画の策定時に併せて調整する。

【協議第十三号】

使用料、手数料等の取扱いについて

地方公共団体は、行政財産や公の施設の利用について使用料を徴収すること、また、特定の者のためにその事務をする場合、手数料を徴収することができま

●公共的施設の使用料は、その施設の内容や建設年度が異なり、またその使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。

※ただし、同一又は類似の施設については、負担公平の原則及び住民一体性の確保から合併時に調整する。

●手数料については、負担公平の原則及び住民一体性の確保から、合併時に統一する方向で調整する

【協議第十四号】

地方税の取扱いについて（その一）

合併に伴い、地方税の税目や税率その他賦課徴収に関し、新たに条例を制定する必要がある、次のとおり提案され、承認されました。

●個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の税率については、両町にほぼ差異がないため、現行のまま新町へ引き継ぐ。

●固定資産税の第一期納期は五月一日からに統一する。

●その他の税の納期は両町に差異がないため現行のまま新町に引き継ぐ。

●鉱産税については神崎町のみに該

当するため、現行のまま新町へ引き継ぐ。

【協議第十五号】

条例、規則等の取扱いについて

新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各町の条例・規則等は失効します。また合併と同時に消滅することとなる一部事務組合の条例・規則等も失効します。このため、新町において必要な条例・規則等は原則として、新町において新たに制定し施行する必要がある、次のとおり提案され、承認されました。

●合併協議会で確認された事務事業にかかる条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整備する。

●両町が同一又は、一団体のみ制定している条例、規則等で、そのまま新町に引き継ぐ事務事業に関するものは、原則として現行のとりとする。

●類似又は相違している条例、規則等については、どちらかを基本に調整統一する

●条例、規則等の制定にあつては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備する。

わたしたちのまちのシンボル

	神 崎 町	大河内町
町 章	 神崎町の『神』をカタカナの『カ』で丸く表し、『円』は円満をしめし、円内の白い部分は神崎町の地形を表す。	 大河内町の『大』の字を図案化したもので、近田強い大河内を象徴し、その形は大河内町の発展と団結を表す。
キャッチフレーズ	のんびり楽しい 田舎人天国	住む人が快適に暮らし、 訪れる人に感動を与える町
宣 言	“人権文化のかおる町”	“人権尊重の町”
町の木	杉	ひのき
町の花	 あじさい	 アヤメ
町音頭	あじさい音頭	おおかわち音頭

ア) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させる必要があるもの。
〔即時施行／専決〕

イ) 従来、旧町で施行されていた条例、規則等を引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。
〔即時施行／暫定〕

ウ) 合併後、逐次制定し施行させるもの。〔逐次（漸次）制定〕
エ) 廃止すべきもの。〔廃止（失効）〕

提案事項

今回の合併協議会で協議する事項として、次のとおり提案説明されました。

【提案第八号】

公共団体等の取り扱いについて

【提案第九号】

上下水道関係事務事業の取り扱いについて

【提案第十号】

補助金、交付金等の取り扱いについて

合併協定項目の協議状況

平成16年6月13日現在

神崎町・大河内町合併協定項目		提 案	決 定
◎自治体の存立に関わる基本的な事項			
1	合併の方式	第1回 H16. 2.15	第2回 H16.3.2
2	合併の期日	第2回 H16. 3. 2 ※審議中	
3	新町の名称	※小委員会検討中	
4	新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5	財産の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（合併特例法規定項目）			
6	新町建設計画	※小委員会検討中	
7	議会議員の定数及び任期の取扱い		
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
9	地方税の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
10	一般職の職員の身分の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（その他の項目）			
11	特別職の身分の取扱い		
12	条例、規則等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
13	事務組織及び機構の取扱い		
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
16	公共的団体等の取扱い	第5回 H16.6.13	
17	補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16.6.13	
18	町名、字名の取扱い		
19	慣行の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
20	国民健康保険事業の取扱い		
21	介護保険事業の取扱い		
22	消防団の取扱い		
23	自治会・行政連絡機構の取扱い		
◎各種事務事業の取扱い			
24	-1 議会関係事務事業		
	-2 総務関係事務事業		
	-3 企画関係事務事業		
	-4 税務関係事務事業		
	-5 住民関係事務事業		
	-6 保健衛生関係事務事業		
	-7 環境衛生関係事務事業		
	-8 福祉関係事務事業		
	-9 農林水産関係事業		
	-10 商工・観光関係事業		
	-11 建設関係事業		
	-12 上・下水道事業（その1:水道事業）	第5回 H16.6.13	
	-13 学校教育事業		
	-14 社会教育事業		
	-15 電算システム事業	第3回 H16.3.20	第4回 H16. 4.28
	-16 地域情報化事業		
	-17 その他事業		
◎その他の項目について			
25	その他特に必要な項目について		



五月三十日、神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎において、第四回の新町建設計画小委員会が開催され、前回の小委員会（分科会）で協議された、新町の町づくりの課題について各分科会より報告がされました。

詳しくは下の報告の概要をご覧ください。



各分科会からの報告（第4回小委員会から）

民生・福祉分科会

課題の柱1：高齢者の生きがいづくり

- 高齢者の日常において、通院や買物の際の移動が不便です。
- ・ 身近な医療施設等が少ないことや、公共交通機関の少なさ、料金の高さなどが要因となっている。
- 高齢者が参加できる活動や、世代間交流が少なくなってきました。
- ・ 公共施設のバリアフリー化が遅れており、高齢者が活動しにくいことや、高齢者が活躍できる場や機会が少ないこと、地域住民の理解が不足していることなどがその要因となっている。
- 一人暮らし、夫婦だけの老人世帯が増えてきています。
- ・ 若い世代が地域から出て行ってしまうことが、老人世帯の増加につながっている。また、寝たきりや家にこもってしまう高齢者については、地域とのつながりが希薄になっている。

課題の柱2：若年層の流出抑制

- 若者の働く場所がなく、大学を卒業したらそのままその場所で就職してしまいます。
- ・ 地場産業、地域内の産業が衰退していることがあげられ、地場産業の振興を図ること、受け皿となる新しい産業を創出していくことが重要である。
- 若者が住みたくなるような「まちの魅力」が足りません。
- ・ 若者が魅力を感じるようなお店や活動の場が少ないこと

とや、自然が多い当地域の本当の魅力を若者達が知らないのではないか。

- 少子化が進んでいます。
- ・ 子育て環境が十分でないため、安心して子どもが産めない、保育料が高く、近くに施設がないなど、子育て支援サービスの不足が要因と考えられる。
- 核家族化が進んでいます。
- ・ 同居を望まない世帯が住むことができる場所、公営住宅の少なさが指摘された。そのために、外に出て、住むところを探している人もいます。

課題の柱3：すべての人の安全・安心の確保

- 消防団員が不足しており、消防団が弱体化しています。
- ・ 若者が少ないこと、地域内の就業者が少ないこと等が要因となっている。
- 地域の防災体制が不十分であると感じます。
- ・ 大きな災害に遭遇していない人が多いため、訓練は行われているが、まだ住民の意識が低い現状である。
- 緊急時の情報伝達や、救急車、消防車の到着が遅い地域があります。
- ・ 緊急時用の有線放送が整備されてない家や、外出している時などの、情報設備が十分でないことが指摘された。
- ・ 救急車・消防車に関しては、出張所が遠いため、到着に時間がかかる。
- 悪徳商法等、高齢者などをターゲットにした犯罪が起っています。

総務・文教分科会

課題の柱1：地域社会での生きがいを育む生涯学習・スポーツ活動

- 校区単位、小学校区単位でのスポーツ活動や文化活動は活発であるが、新しい参加者の受け入れができていません。
- ・ 新しい参加者を受け入れようとする意識や、スケジュールの工夫によって参加できる人を増やそうとする意識が低く、閉鎖的な組織が多い。
- 施設の老朽化の問題やアクセス性が不便、特色がない、PRされていないという状況が見られます。

- ・ わざわざ利用したくなるような特色付けや広報・PRを進めていくほか、老朽化施設の今後の維持管理費用を考えた場合、幼児施設など新しいニーズにあった施設や工夫をこらした施設に転換していくことも検討すべきである。

課題の柱2：住民の主体的なまちづくりへの参画

- 町全体としての住民参画の進め方が課題となっています。
- ・ 集落単位の住民参画は機能しているが、町全体に係る

案件に対して対応できていないほか、「住民参画に特色がない」、「広報不足、働きかけ不足」との声が多い。

- これまでの行政主体のまちづくりの進め方と、住民の無関心さも問題である。
- ・ 今後は広域的な問題に対応できる組織化を図り、行政はアドバイザーに徹して住民に権限委譲をしていくことが重要である。
- 特色を生かした独自性のある活動をしていく必要があります。
- ・ 今なぜまちづくりへの参加が必要なのかを広報することや、各自治会ごとに競争原理を導入するなどの仕組みも重要である。
- ・ 今後はまちの意志を育てる「まちづくり」を進め、権限委譲を進めていくほか、地域の枠を越えた組織づくりと行政との連携を進めていく必要がある。

課題の柱3：子どもたちの教育に係る学校・家庭・地域の連携

- 教育レベルが低下してきているのではないのでしょうか。
- ・ 少子化で、競争力がなく自立心のない子どもが増えていることや、ゆとり教育のもと基礎学力が低下していることが要因となっている。
- 子どもの人間形成への影響が生じてきています。
- ・ 家庭内の親と子のひずみやマナーの問題、犯罪などは、そこに住む人たちの心の問題、傍観者のな態度が要因となっている。
- 特色ある学校づくりの発展・活用が必要です。
- ・ 少子化等による課題を多く抱えている一方で、山村留学など特色ある学校づくりが進められている。
- ・ 今後継続困難な状況もあるが、特色ある地域づくりや学校づくりにあたっては、これを維持・発展させていくことが望まれる。

産業・建設分科会

課題の柱1：自然環境の維持管理

- 農地の荒廃、休耕田の増加が見受けられます。
- ・ 若者層が、農業以外の職を求めて町外に流出していることや、農作物の価格低下により採算性の確保がないことなどが、その要因と考えられる。
- 越知川、猪篠川等の河川の汚れや、水量減少などが見受けられます。
- ・ 水質に関しては、2次廃水、処理場からの廃水自然そのものの持つ浄化作用が低下してきていることが要因として考えられる。
- ・ 水量減少は上流のダム建設が要因となっている。
- 広葉樹林や雑木林が減少しており、また人工林の維持管理が十分に進んでいません。
- ・ 生活様式の変化による木材需要、木材価格の低下が、従事者の減少、共同意識の低下につながり、間伐等が遅れている。

課題の柱2：産業の担い手確保

- 農業や林業などの第1次産業に対する、地域の基幹産業としての認識が低下してきています。
- ・ 農業、林業に替わる新たな基幹産業が不足しており、地域の特性を再検討し、町としての基幹産業の構築が必要である。
- 農業、林業ともに従事者が高齢化し、担い手が減少しています。
- ・ 農産物、木材ともに自由競争等による価格の低下の影響を受け、採算性が確保できない状況になってきており、また労働の厳しさなどから若者の農業、林業離れが進んでいる。

- 行政からの産業支援の取り組みが不足しています。
- ・ 第1次産業の振興に関する行政の取り組み方が縦割りのためである。

課題の柱3：個々の観光地やイベントどうしの連携

- 観光施設の特色・連携が不足しており、利用者数が伸び悩んでいます。
- ・ 類似施設の分散配置や、施設や組織間の連携が弱い。
- ・ 観光ルートが不明確であることや、宿泊を含め長時間地域に滞在する観光形態になっていない。
- イベントへの参加意識が低迷しています。
- ・ 他地域住民からの参加者が少なく、交流があまり生まれていない。

その他の課題

- ・ 工業団地の建設、企業誘致が地域活力の向上にあまり寄与していない。
- ・ 公共工事等の地域業者への発注や、地元産品を地元で購買するといった、地域内での経済循環が行われていない。
- ・ 高速運転する自動車が増えてきており、車線の拡幅が必要な路線がある。
- ・ 巡回バスの利用者数が少なく、利用者のニーズを確認し、運行形態の見直しが必要ではないか。



六月十六日、大河内町保健福祉センターにおいて、第五回目の新町建設計画小委員会が開催されました。

今回の小委員会では、前回の小委員会で各分科会から報告された町づくりの課題についてのとりまとめや、各委員さんから出されたキーワード（地域の課題、改善していくためのアイデア）や意見を整理し、合併の必要性や新町建設の基本方針について協議を行いました。

町づくりの課題、合併の必要性、新町建設の基本方針について様々な意見が出され、次回小委員会で引き続き協議されることとなりました。

合併協議会からのお知らせ

◆ 第7回合併協議会

日 時：7月17日（土）午後1時30分～

場 所：大河内町保健福祉センター 2F 福祉講習室

◆ 第8回合併協議会

日 時：7月28日（水）午後1時30分～

場 所：神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎 会議室

◆ 第6回新町建設計画小委員会

日 時：7月3日（土）午前9時～

場 所：神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎 会議室

※ 協議会開催日は予定であり、両町の行事等で変更もあります。

◆ 協議会・小委員会の傍聴について

合併協議会・小委員会は、原則公開することとなっています。傍聴をご希望される方は、開会時間の15分前までに会場にお越しいただき、傍聴受付簿に住所・氏名をご記入ください。傍聴をされる方に傍聴証をお渡しします。

ただし、傍聴をご希望される方が多数ある場合には、会場の都合などで傍聴の人数を制限することもありますので、ご了承ください。

◆ ホームページを開設しています

神崎町・大河内町合併協議会では、ホームページを開設しています。

ホームページでは、会議資料や会議録などを公表している他、合併に関するご意見・ご要望なども受け付けています。内容は随時更新していきますので、ぜひご覧ください。

◆ ホームページアドレス

<http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

